

第4期那珂川町地域福祉計画策定支援業務  
(地域福祉活動計画含む)  
仕様書

令和6年11月  
那珂川町役場

## 業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

第4期那珂川町地域福祉計画策定支援業務(地域福祉活動計画含む)

### 2. 適用範囲

本仕様書は、那珂川町(以下「発注者」という。)と受託者が行う「第4期那珂川町地域福祉計画策定支援業務(地域福祉活動計画含む)仕様書」(以下「本業務」という。)に適用する。

### 3. 業務の目的

本業務については、社会福祉法に定められている目的や国・栃木県の動向、本町の状況等を的確に把握し、本町が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定める「地域福祉計画」の策定をすること。また、「地域共生社会」の実現に向けて、住民の地域活動への参加を活発にするための環境整備や、市民が抱える生活課題について、分野を超えた相談に応じ、関係機関と連携した包括的な支援体制を構築するため、本計画を策定することを目的とする。

### 4. 履行場所

那珂川町役場

### 5. 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日までとする。

### 6. 委託業務の概要

国の基本方針を踏まえ、県・那珂川町の各種施策等との整合性を図り、計画の策定に係る各種支援業務を行う。

業務内容は、次に挙げる内容を基本とするが、国の新たな制度設計、計画策定に係る通知の内容によっては、変更が生じることがある。

### 7. 提出書類

受託者は本業務の着手前に次に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- 1) 業務委託契約書
- 2) 課税事業者・免税事業者届出書
- 3) 着手届及び業務工程表
- 4) 現場代理人及び主任技術者等
- 5) 受託者資格要件を証明する書類一式(証明書、業務実績一覧表)
- 6) その他必要書類

## 8. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を把握するために毎月訪問し、随時発注者に報告しなければならない。なお、コロナウイルス感染症拡大防止対策として、WEB会議による実施を可とする。

## 9. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

## 10. 成果の補修、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は受託者の負担によるものとする。

## 11. 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

## 12. 納入場所

本業務の納入場所は那珂川町役場とする。

## 13. 業務内容

### (1) 業務実施計画書の作成

本業務の目的、業務内容、履行期間等を踏まえ、業務実施計画書を作成する。本町の地域福祉等の総合的かつ計画的な取組を推進し、本町の地域特性に配慮した福祉施策等を積極的に推進していくための調査を実施するにあたり、作業の円滑化・効率化のために必要な業務実施フローとして作成すること。

### (2) 住民意識及び地域ニーズ把握調査

地域福祉の推進に向けた住民のニーズを把握するとともに、施策の認知度、各事業への評価、地域福祉の担い手としての意識・意向を把握するためのアンケート調査を実施する。

また、福祉施策やサービスの実施・提供の仕組み及びプロセスについて、総合的に評価するため当事者の意見を把握する。

#### (ア) 調査の対象

18歳以上の町民 1,600人

#### (イ) 調査の方法

調査票は1種類とし、すべての対象者に対して郵送を基本として配布し、調査票による回収を実施する。(調査票を対象者に郵送配付、返信用封筒で回収)

#### (ウ) 集計・分析

結果報告書は住民全体の意向を把握する「全体編(単純集計)」、地域×年齢、設問同士を掛け合わせたクロス集計分析による各層の特徴的な傾向を編纂する。

また、アンケート結果を地域福祉の評価指標のひとつと捉え、施策展開・事業推進の成果指標に反映させること。自由意見からの施策展開への提言の抽出。自由意見は事務局と協議のうえ、回答の分類分けも行うこと。結果報告書の取りまとめにあたっては、わかりやすいビジュアルな内容となるよう配慮することとする。

なお設問設計の際は、その設問の意図を明確にし、回答結果の計画への反映方法が具体的に分かるような資料を作成し、事務局と協議するものとする。

<アンケート調査実施に係る作業分担>

発注者	受託者
実施方針の確定 調査票案の検討と確定 対象者の抽出及び宛名ラベル作成 回収アンケートの開封・管理 単純集計表の検討 クロス集計表の検討	調査票案の作成と補修正 調査票、発送・回収用封筒の印刷 アンケート配布、回収経費負担 封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 回収アンケートの入力 単純集計・クロス集計の実施、分析 調査結果の分析

14. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ①アンケート調査票、封筒一式
- ②アンケート調査結果集計表（単純集計、クロス集計）
- ③打合せ要旨

15. その他

当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ、発注者と協議し、決定することとする。

本業務において、仕様内容に基づいた成果品が納品されない場合、契約解除及び指名停止等の処置を行い、公表することもありうる。